

北広島市 2025 年第 4 回定例市議会（12 月 2 日～12 月 23 日） 12 月 12 日 一般質問 佐々木 百合香

2024 年度北広島市各会計歳入歳出決算、水道事業会計剰余金処分及び決算、下水道事業会計剰余金処分及び決算に関する議案 3 件は、総意をもって原案のとおり可決及び認定。2026 年 4 月 1 日からの北広島団地地区バス運行に向けた準備経費に係る負担金、生活保護医療費扶助費等の増、市営駐車場共用エレベーター2 基の更新負担金、教育支援センターみらい塾の移転に伴う整備費、システム改修及び通知初等のレイアウト変更に伴う窓あき封筒作製に要する経費の増、子育て世帯への物価高対応子育て応援手当の給付に要する経費の増など、4 億 2,805 万円の補正予算を可決。一般会計予算は合計で 351 億 9,157 万円となりました。人権擁護委員の推薦及び、固定資産税評価員の選任を含む同意案 3 件、北広島市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例について、新駅自由通路外新築工事の請負契約について等、議案 26 件を可決。「地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書」を含む意見書 6 件を可決。市民ネットワークが紹介議員となった「2027 年度介護保険制度改正に関する意見書の提出を求める請願」は、総意をもって採択となりました。

	答 弁
1. 北広島 of 自然環境を次世代につなぐための取組みについて ・近年、東の里遊水地付近へタンチョウ飛来が見られる。幼鳥の天敵であるアライグマの侵入を防ぐため、東の里遊水地内に広がる湿地の水位を上げる切下げや雪堆積場から発生する雪解け水の活用について、現時点での検討状況を伺う。 ・東の里遊水地には多目的広場の整備が計画されている。「タンチョウと共存できる流域づくり協議会」資料では「広場等の整備については、タンチョウとの共存に配慮し、修正を検討する」とあるが修正の検討状況について伺う。 ・ヒグマ対策のゾーニングについては、分かりやすいマップで公開し、市民と共有していくことが合意形成の面でも、熊を誘引する要因の排除について協力を得る面でも鍵になると考える。市民への情報提供についてはどのように考えているか伺う。	1. ・遊水地における地盤の切下げや雪解け水の活用については、国の計画では、遊水地管理の中で遊水地の北側にある既存の湛水域付近において緩傾斜で切下げを行い、湛水域の確保や水域を広げ、雪解け水についても、その切下げ箇所 to 導水し、活用していくと伺っている。 ・東の里遊水地利活用計画の変更及び多目的広場の検討状況については、市で整備を計画している範囲とタンチョウの営巣が確認された箇所が近接していたことから、「タンチョウと共存できる流域づくり協議会」の委員の皆様からの助言を受け、広場の面積縮小など、タンチョウとの共存に配慮した修正を検討している。 ・ヒグマ対策については、豊かな自然を守るとともに、ヒグマの本来生育域である森林ゾーンや人の経済活動などが行われている市街地周辺ゾーン、多くの人の生活圏である市街地ゾーンなどに区分し、ヒグマへの対応の目安とするゾーニング管理が有効と考えており、年度内にマップを含めたゾーニング計画を策定していく予定である。
2. ごみ施策の推進について ・1 人当たりの家庭系一般廃棄物排出量は年々減少し 2024 年度は 521.48 グラムと計画値を下回った。市民が行動変容を起こしているのではと考えるが見解を伺う。 ・京都府亀岡市では、市内の飲食店や事業所と連携し、水道水をマイボトルに無料で補給できる「給水スポット」を作っている。プラスチックごみを削減し、マイボトルの活用を促進するため、市内スポーツ施設・公共施設・商業施設等にある既存の水飲み場・給水機を「給水スポット」として案内する取組を行ってはいかがか、見解を伺う。 ・使い捨ての食器からリユース食器への移行は、プラスチックごみ削減効果大きい。複数の店舗が同じエリアで営業する F ビレッジにおいて、リユース食器の部分導入について可能性を検討するよう働きかけてはいかがか。	2. ・2024 年度から家庭系一般廃棄物処理手数料を改定したことや市民説明会、出前講座等の実施及び各種媒体による周知啓発により、市民のごみ排出抑制の意識が向上した効果と考える。 ・本市では、平成 20 年度にスーパーなどの事業者と北広島消費者協会などの関係団体との間で「環境保全の推進に向けたレジ袋削減に関する協定」を締結し、マイバッグの持参によるレジ袋削減に取り組むとともに、リデュース・リユース・リサイクルやマイボトルの持参について周知するなど、プラスチックごみの排出削減に取り組んでいる。給水スポットについては、案内等に取り組む自治体があることは認識しているが、本市において実施する予定は今のところない。 ・事業所から発生するプラスチック等の産業廃棄物については、各事業者の責任において適正に処理するものとなっており、プラスチック製の使い捨て食器からリユース食器への変更についても、事業者の廃棄物の適正処理の一環として検討されるものと考えている。
3. 会計年度任用職員について ・地方創生 2.0 基本構想(令和 7 年 6 月 13 日に閣議決定)では地方公務員全体の約 2 割を占める会計年度任用職員を含めた「働きがい」と「働きやすさ」の確保に向けて、「これまでの法改正等を踏まえ、適正な処遇の確保・改善に取り組むとともに、職務経験等を考慮した適切な給与水準の決定や、能力実証を経た会計年度任用職員の常勤化の普及促進を図る」としている。常勤化に関する考え方について伺う。 ・会計年度任用職員の再度任用の上限について、北海学園大学の川村雅則教授が今年行った調査によれば、34 市中、「全ての職種に公募を導入」との回答が 9 市。「一部に例外はあるが、原則として公募を導入」との回答が 7 市。「公募は導入していない／廃止した」と回答したのが 17 市。無回答が 1 市(旭川市)であった。わざわざ年度を区切って該当者を雇い止めし、公募にかけると必然性は薄いと考えるが、見解を伺う。	3. ・本年 6 月に国が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、「会計年度任用職員の能力実証を経た常勤化など任在り方の見直しを進める」とされたほか、「地方創生 2.0 基本構想」においても同様の趣旨が盛り込まれたところであり、職員の採用試験において、会計年度任用職員の経験を生かせる受験資格を設定することにより、幅広い人材の確保を図るなどの取組がなされている自治体もあるものと認識している。本市としては、引き続き、国における会計年度任用職員制度の見直しの動向や、他の自治体の状況について注視していきたい。 ・会計年度任用職員の任用については、これまでも、「会計年度任用の職は、1 会計年度ごとにその職の必要性が精査されるもの」とされ、「再度の任用を行う場合であっても、同一の者が、長期にわたって繰り返し任用されることは、長期的、計画的な人材育成・人材配置への影響や、会計年度任用職員としての身分及び処遇の固定化などの問題が生じる可能性があるもの」とされており、このことを踏まえ、「北広島市会計年度任用職員の任用等に関する規則」において、公募によらない再度の任用について 4 回を上限としている。規則に基づき、公募を実施していきたい。

北広島市 2025 年第 4 回定例市議会（12 月 2 日～12 月 23 日） 12 月 15 日 一般質問 鶴谷 聡美

質 問	答 弁
1. 景観を守る施策について ・島根県松江市では、景観計画の対象外だった区域に、国宝松江城の天守を約 3 メートル超える高さの高層マンションの建設が計画された。事業者に計画見直しを要望したが応じてもらえず、眺望基準の見直しに先行し、景観事前協議制度を導入する条例改正も行われている。本市の景観資源を守るため、景観計画策定及び景観条例制定の考え方について見解を伺う。 ・景観行政団体への移行を進める自治体として、太陽光発電など再生エネルギー事業との地域共生について、どのように考えているのか見解を伺う。 ・F ビレッジ新駅隣接エリアに高層マンション（36 階建て、高さ約 130 メートル）が建設される。以前の答弁では、新駅周辺整備に関する市民への報告は丁寧に行うとしている。高層マンションの建設について、市で把握する情報を市民と共有し、市民の認識を把握する機会を設けるべきと考えるが見解を伺う。	1. ・本市が目指す自然と創造が調和した豊かな都市景観の形成を図るため、大規模な建築物等については、事前協議や住民説明を義務化し、事業計画の早期段階から事業者との協議を可能にする制度を検討している。 ・地域との共生を前提に、自然と調和した景観形成の実現に向けて、本市独自の景観計画を策定する。本年 11 月、北海道知事は、太陽光発電事業をめぐる釧路市北斗の事案を踏まえ、法令遵守や法令違反への厳正な対処、自然や生活環境の保全、景観への配慮、地域住民の理解など、地域との共生を前提とした明確な姿勢をメッセージで公表されている。 ・新駅周辺の高層の共同住宅については、駅周辺の土地の高度利用を図るという考えが前提にあり、景観との調和を促すことが重要と考える。新駅周辺に係る高層の共同住宅については、建築物の高さが最高限度の緩和に係る地区計画の変更において、条例に基づく原案縦覧や都市計画法に基づく案の縦覧等の手続とともに、都市計画審議会において、会議資料や議事録を市ホームページにて公表してきた。 今後、本市独自の景観計画の策定により、大規模な建築物等については、特に、地域との共生が大切な視点となることから、住民説明会などの機会を設けていく。
2. 子どもの健康を守る取り組みについて ・子どもの健やかな成長と母子保健の推進施策として、本市でも乳幼児検診が行われている。検診体制及び受診状況について伺う。乳児検診で配布されている「子どもノート」は、健診、子育てにどのように活用されているのか、併せて伺う。 ・HPV ワクチンは、薬液成分の改良がないまま、2020 年に接種の勧奨が再開し、接種件数の増加とともに各地にある協力医療機関を受診する副反応発症者が増加している。本市の HPV ワクチンの接種状況及び副反応の相談、対応状況について伺う。 ・厚生労働省からの HPV ワクチン接種勧奨再開に向けた個別通知について、HPV ワクチンの接種の判断に必要な情報提供など、この間の個別通知の対応について伺う。 ・いじめや虐待など命に関わる問題の解決に、性教育の必要性が高まる中、日本の学習指導要領では人の受精に至る過程は取り扱わない、妊娠の経過は取り扱わないとする、はどめ規定から、学校での性教育は消極的な印象がある。すべての子どもたちが必要な知識を持って、義務教育課程を卒業することができる教育体制について伺う。 ・香りの害について、香り付き柔軟剤等を使用すると、香りを長持ちするために使われているマイクロカプセル成分が、長時間かけて少しずつ崩れ空中に浮遊し、口や鼻から体内に取り込まれ子どもの小さな体に蓄積される身体的負担というのは相当なものとする。厚岸町の実態調査の取組は、実態把握にとどまらず、啓発と化学物質過敏症を発症した子どもたちへの理解と配慮など、行動変容に有効と伺った。子どもたちの健康を守る観点から、厚岸町と同様の実態調査について見解を伺う。	2. ・乳児検診は 4 か月、7 か月、10 か月児を対象に月 2 回、1 歳 6 か月児検診と 3 歳児検診は月 1 回ずつ、保健センターと夢プラザのいずれかで実施。2024 年度の受診率は、乳児検診が 98.9％、1 歳 6 か月児検診が 99.6％、3 歳児検診が 98.6％である。「子どもノート」は、乳幼児期の子どもの標準的な成長発達の過程や、成長に合わせた具体的な育児方法についてまとめた冊子となっており、乳幼児検診では、集団学習や個別の育児・栄養相談の場面で子どもの成長の確認や、育児上の困りごとを解決するための教材として活用している。 ・令和 6 年度は、キャッチアップ接種対象者を含め、延べ 1,187 件の接種があり、接種率は 11.2％である。また、接種に伴う副反応は、市民や医療機関からの談は受けていない。 ・本年 5 月に、中学 1 年生と高校 1 年生に相当する年齢の女性に対して、案内文書とリーフレットを個別に送付したほか、キャッチアップ接種に該当した令和 4 年 4 月から本年 3 月末までの間に、1 回以上 HPV ワクチンを接種した女性に対しては、接種期間延長をお知らせする文書を個別に送付している。 ・性教育の推進については、学習指導要領の規定は教えるはならないという趣旨ではなく、性に関しては、児童生徒間で発達の段階の差異が大きいことや、保護者の理解を得ながら実施する必要があることなどを踏まえ、個々の児童生徒の状況等に応じて対応していくという趣旨と捉えている。児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるよう、保健や理科、道徳など、教科学習や特別活動のほか、相談体制の充実を図るなど、学校教育活動全体を通じて指導する体制づくりが重要と考えている。 ・現在のところ、市において独自に調査をするということについては考えていないが、引き続き、児童生徒一人ひとりに寄り添った丁寧な実態把握に努め、啓発も含め適切に対応していく。